

指定介護予防支援等の事業の 委託先の追加等について

指定介護予防支援とは

- ★ 要支援 1 または要支援 2 の認定を受けた人のケアプランの作成



- ★ ケアプランに基づくサービスの提供を確保するためのサービス提供事業者等との連絡調整

指定介護予防支援の実施主体

① 各高齢者相談センターがケアマネジャーを配置するなどして
自ら実施

※ 各高齢者相談センターから居宅介護支援事業所（主に要介護の認定を受けた人のケアプラン作成を担当している事業所）に一部を委託することが可能

② 居宅介護支援事業所が、市から直接指定介護予防支援事業所としての指定を受け、実施

居宅介護支援事業所に委託する場合の方針

委託先が特定の事業者には偏らないよう
中立性・公正性を確保すること

加須市高齢者相談センター運営方針（抜粋）

（公正・中立性確保のための方針）

センターの設置者は、センターが市の高齢者福祉行政の一翼を担う公的な機関であることに留意し、地域住民等に居宅介護支援事業所や介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）を紹介する場合又は第1号介護予防支援事業等の一部を委託する場合等に、紹介先等又は委託先が特定の事業所等に偏ることがないようにするとともに、紹介又は委託等をした経緯を記録するなどして、公正・中立性の確保に努めるものとする。

前回会議（令和8年1月26日）以降に 委託先に加わった居宅介護支援事業所

事業所名称	所在地	委託件数 (件)
ケアプランセンター あかり	群馬県邑楽郡板倉町板倉4228- 12	3



介護予防支援等業務の委託状況

令和8年6月末時点

センター	委 託 件 数 (件)		
	市内に所在する 事業所への委託	市外に所在する 事業所への委託	合 計
愛 泉 苑	73	0	73
みずほの里	65	7	72
利根いこいの里	30	1	31
多賀谷寿光園	19	3	22
加須清輝苑	27	3	30
ふれ愛の郷	70	18	88
合 計	284	32	316

※委託先の一覧は、資料4を参照

介護予防支援の指定状況（指定居宅介護支援事業所）

（令和8年6月末時点）

指定居宅介護支援事業所	所在地	指定日
加須市社協加須 ケアプランセンター	加須市下高柳1932番地1	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所 オハナマハ口	加須市戸室100番地1	令和6年7月1日
居宅介護支援事業所 まごころ	加須市常泉614番地8	令和6年11月1日
ケアプランセンター オレンジ	加須市南町6番15号	令和7年8月1日

※加須市社協北川辺ケアプランセンター（R8.3.31）廃止

(参考) 居宅介護支援事業所数の指定状況

令和8年6月末現在

【第3圏域】
三俣・樋遣川・大越
4箇所

【第5圏域】
北川辺
6箇所

【第2圏域】
不動岡・礼羽・志多見
4箇所

【合計】
31 箇所

【第6圏域】
大利根
1箇所

【第4圏域】
騎西
5箇所

【第1圏域】
加須・大桑・水深
1 1箇所